

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、サンデン交通労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成29年3月21日

山口県知事 村岡嗣政

1 事件

- 1 賃金引上げの要求に関する件
- 2 一時金の要求に関する件
- 3 労働条件の改善の要求に関する件
- 4 諸手当の改善の要求に関する件

2 日時

平成29年3月24日以降本問題の解決に至るまでの期間

3 場所

サンデン交通株式会社においてサンデン交通労働組合に所属する組合員が従事する  
全職場

4 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。